

令和 7 年度
マチグワー総合案内所事業
企画提案募集要領

令和 7 年 2 月
那覇市経済観光部なはまち振興課

1. 主旨

本要領は、令和7年度マチグワー総合案内所事業を実施する受託業者を企画提案型選定方式にて実施するため、必要な事項を定める。

2. 事業名称

マチグワー総合案内所事業

3. 事業目的

この事業は、那覇市の観光資源の1つである中心商店街（まちぐわー）を訪れる観光客などの来街者へ向けて、当該地域の店舗情報や通りの案内など、きめ細やかな情報を収集し、効果的に発信することで来街者の利便性を向上させ、地域の活性化を図るために「まちぐわー総合案内所」を設置するものである。

4. 業務内容：マチグワー総合案内所事業業務仕様書（案）（以下、「仕様書」という。）のとおり。

5. 履行期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

6. 見積上限額

総額9,703,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

※見積上限額は、契約予定額ではなく、費用上限等を示すものであることに留意すること。

なお、契約にあたっては、受託候補者との協議を踏まえ仕様書を改めて作成し、再度見積もりを徴取する。

7. 契約の締結方法

公募型プロポーザル方式により最も適切な提案事業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約で契約を締結する。

8. 参加資格要件

本企画提案への参加希望者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- （1）那覇市内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者等であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （3）那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- （4）那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生

手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (7) 都道府県税、市町村税などを完納していること。

9. 協力連携事業者

本企画提案に応募するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。この場合、協力連携事業者は、上記「8. 参加資格要件」の（2）から（7）までの要件を満たすものとする。

協力連携事業者は、複数の応募者の協力連携事業者となることは認めない。

10. 応募手続き等

(1) 主な日程

①	公募開始（公告）	令和7年2月10日（月）
②	質問書提出期限	〃 2月28日（金）
③	質問書に対する回答（随時回答）	〃 3月3日（月）（最終回答）
④	提案参加表明書兼誓約書提出期限	〃 3月5日（水）17:00まで
⑤	参加資格要件確認結果通知及び企画提案書等提出依頼	〃 3月7日（金）
⑥	企画提案書等提出期限	〃 3月17日（月）17:00まで
⑦	プレゼンテーション審査	〃 3月下旬（別途連絡）
⑧	契約締結日	〃 4月1日（火）

※議会において予算が承認されない場合は、⑦以降の日程は中止となる。なお、沖縄振興特別推進交付金の交付決定が⑧までになされなかった場合は、⑧の日程は延期又は中止となる場合がある。（「14. 特記事項」参照）

(2) 募集要領等の配布

募集要領等は、本市公式ホームページよりダウンロードすること。

(3) 質疑応答

募集要領及び仕様書等に質問がある場合は、次のとおり「（様式6）質問書」を提出すること。本提案に関する質問は、仕様書や提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

- ① 質問期限：令和7年2月28日（金）
- ② 質問方法：「16. 連絡・照会・提出先」あてメールで送付すること。

その際の件名は「質問書（マチグワー総合案内所事業）」とすること。

- ③ 回 答：随時回答 最終回答は3月3日（月）

※本市公式ホームページ上に回答書を掲載する。電話、口頭での照会対応は行わない。

（4）参加表明書兼誓約書の提出

参加希望者は、参加表明書兼誓約書（様式1）を提出すること。なお、提出を行わないものの提案は受け付けない。また誓約に反した（提案事業者参加資格要件を満たしていない）事実を確認した場合は、企画提案の参加を認めない。

- ① 提出期限：令和7年3月5日（水）17:00まで
② 提出方法：「16. 連絡・照会・提出先」のなはまち振興課へ直接持参するものとする。

（5）提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書（様式1）（※10-(4)で提出済みの写し）
② 提案提出書（様式2）
③ 企画提案書（任意様式）※企画提案書作成要領に基づき作成すること
④ 業務委託料経費積算書（様式3-1、3-2）
⑤ 協力連携事業者予定調書（様式4）※協力連携事業者がいる場合のみ
⑥ 法人概要書（様式5）
⑦ 登記事項証明書（全部事項証明書）
⑧ 市税納税証明書（本市に滞納のない証明）（写し可）

※提出部数 正本：上記①～⑧のすべてを綴ったファイル 1部
及びPDFデータ（CD-R 1枚に保存）

副本：上記③～⑥を綴ったファイル 8部 【合計9部】

※提出様式の押印欄には、代表者印を押印すること。

※証明書関係は、取得後3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

※協力連携予定事業者がいる場合は、当該事業者の⑤、⑥、⑦を併せて提出すること。

※すべての資料はA4フラットファイルに綴じ、資料ごとにタブ（インデックス）等を付けて提出すること。

（6）その他注意事項

- ① 本企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。
② 提出された提案書の著作権は応募者に属する。市が応募者に無断で他の目的に使用することはない。

（7）提出方法

「16. 連絡・照会・提出先」のなはまち振興課へ直接持参するものとする。

（8）提出書類の受付期間

令和7年3月7日(金)～3月17日(月)17:00まで

(土・日、及び平日の12:00から13:00の間を除く。)

（9）参加の辞退

参加表明書兼誓約書の提出後、参加の辞退を行う場合は、提案辞退届（様式7）により申し出ること。

11. 提案審査評価及び選定に関する事項

経済観光部所管事業審査委員会において、企画提案方式により審査評価を実施する。内容については以下のとおりとする。

（1）審査等の非公開

事業者の選定は非公開で行い、審査の経過等、審査に関しても非公開とする。

（2）審査評価区分及び評価方法

審査評価区分	審査評価方法
企画提案	提案書及び提案者によるプレゼンテーションを元に、審査及び評価を行う。
価格	見積額の評価を行う。

（3）審査項目及び配点（105点満点）

審査項目		配点
1	事業コンセプト	事業コンセプトについて ・業務を実施する際の基本的な考え方、特に重視する業務実施上の配慮事項等 5

2	業務内容ごとの評価	案内所運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・まちぐわー情報の集約の手法等 ・来街者への効果的な案内の手法等 ・運営体制：従事するスタッフの体制、役割、実務経験、人員及び組織体制等。協力連携事業者がある場合はその役割等 ・鍵の管理体制等 	30
3		情報発信業務	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応の手法等 ・SNS を活用した施設及びまちぐわーの情報発信の効果性等 ・ゆっくる新聞について ・その他情報発信ツールの提供等 ・まちぐわーの周遊を促す取り組み等 	35
4		業務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業における課題を整理するための効果検証の手法等 ・業務スケジュール及び業務フロー等 	5
5	自由提案		本事業を実施するにあたっての効果的な取組み等	5
6	その他 総合評価等		実績及び経費積算の妥当性と、1~5 の項目を踏まえた提案者の総合的な評価	20
7	価格		見積額の評価を行う	5

（4）価格審査の概要

見積額に応じ以下配点を行う。

見積額の範囲（円）	点数
9,703,200 ~ 9,606,168	1
9,606,167 ~ 9,509,136	2
9,509,135 ~ 9,412,104	3
9,412,103 ~ 9,315,072	4
9,315,071 以下	5

（5）優先交渉権者の選定

優先交渉権者及び次点以降の者は以下の方法で選定する。

- ① 審査の結果、順位を第1位とした審査委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした審査委員の数が次に多い提案者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- ② 上記①において、順位を第1位とした審査委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした審査委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者として選定する。
- ③ 上記②において、順位を第2位とした審査委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした審査委員の当該提案者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- ④ 上記①から③によっても、順位が決しない場合は、審査委員会において協議し、優先交渉権者を選定する。
- ⑤ 応募が1者の場合、審査を実施のうえ、審査委員の合意でもって優先交渉権者とする。
- ⑥ 上記①から⑤にかかわらず、以下に該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。
 - ア 審査委員の企画提案点の合計が満点の6割に満たない場合。ただし過半数の審査委員の企画提案点が6割を超えている場合は除く
 - イ 審査委員の過半数の企画提案点が6割に満たない場合

(6) プレゼンテーションについて

- ① 日時及び場所 ※詳細については別途通知する。

日時：令和7年3月下旬（別途連絡）
場所：那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎
※那覇市役所本庁地下駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。
- ② 持ち時間等

プレゼンテーション（15分以内）
質疑応答（10分程度）
- ③ 留意事項、その他
 - ア 順番については、企画提案書を受け付けた順とする。
 - イ プrezentation当日の追加資料配布は認めない。
 - ウ 企画提案書に沿って説明すること。
 - エ 人数：入室者は4名までとする。主な説明及び質疑応答は、原則として受託した場合のプロジェクト責任者等が行うこと（オンライン時も同様とする。）
 - オ オンラインでの提案：オンラインでの提案も可能であり、その場合は担当課事前調整を行うこと。オンライン提案の場合、ディスプレイのみ担当課にて用意する。（接続端子はHDMI端子のみ）。パソコンは提案者が持参すること。提案者は1名以上来庁し、PCや通信環境の準備、操作を行うこと。なお、通信不良等による映像及び音声の乱れ、中断があった場合も時間の考慮は行わない。

（7）提案参加者が多数ある場合の対応

提案参加者が多数ある場合は、提出書類にて審査を行い、プレゼンテーションによる提案審査の対象となる者を選定する場合がある。その場合において選外となった者に対しては、別途通知する。

（8）審査結果の公表

審査結果は、速やかに提案者へ通知する。なお、優先交渉権者及び次点者は本市公式ホームページ上に提案者名のみを公表する。

12. 契約締結に向けての協議

（1）優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と協議し、審査結果に影響を与えない範囲において企画提案書の項目への追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行うこととする。

市は、協議が成立した場合、協議が成立した者（以下「受託候補者」という。）と契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

受託候補者は、市が改めて作成する本契約の仕様書に基づき、見積書を作成し、市に提出するものとする。

（2）次点者との協議

第1位の優先交渉権者との協議が整わない場合は、（1）と同様の協議を次点者と行い、受託候補者として契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

（3）協議が整わない場合の対応

次点者との協議が整わない場合において、第3位以降の者との協議の実施については、審査委員会に図り決定する。

（4）協議時における見積額の範囲

本契約の仕様書に基づく見積額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書の項目に見積額の変更を余儀なくされる追加等があった場合は、この限りではない。なおこの場合においても、本契約の仕様書に基づく見積額は、見積上限額の範囲内で行うこととする。

（5）契約保証金

契約保証金は、免除する。（那覇市契約規則第30条第9号を適用）

13. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

（1）参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 一つの事業者が複数申請した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類に不備があった場合
- (5) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しない場合
- (6) 提出書類に誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
- (7) 見積書が提案上限額を超過した場合及び内訳書の価格と一致しない場合
- (8) その他、本件企画提案に関する条件に違反した場合

14. 特記事項（予算成立を前提に行う準備行為としての実施）

本公募型プロポーザルの募集は、令和7年度マチグワー総合案内所事業業務委託に係る経費の予算成立を前提に行う準備行為であり、令和7年度当初予算の成立と、内閣府の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした公募等の準備行為として実施するものである。そのため、当該予算が成立しなかった場合など前提となる条件を満たさなかった場合、契約を締結しないとなることを承諾の上で提案等を行うこと。

また、実施しないことにより応募者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、本市はその損害の一切を負わない。

15. その他

(1) 提案書類等に関する著作権

提案書類等に関する著作権は、当該提案書に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成26年3月27日条例第26号）に基づき対応することとなるため、提出書類等は公開又は一部公開の対象となる場合があることを承知しておくこと。

(2) 提案書類等の使用等

提出書類等の返却には応じないものとする。なお、提出書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(3) 審査内容等の非公表等

本プロポーザルに関する参加資格審査、審査及び評価の内容等については公表しない。また、本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

(4) 提案に係る費用負担等

提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。また、「14 特記事項」に記載の理由等により、本プロポーザルが中止等となった場合においても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

16. 連絡・照会・提出先

〒900-8585

那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 6 階

那覇市 経済観光部 なはまち振興課（担当：本村、末吉）

T E L : 098-867-5260

E-MAIL : K-NAHA001@city.naha.lg.jp

(@の前の「001」は数字。 「lg」は LG の小文字。)